

【文京区】障害者の雇用をサポートします!

障害者雇用

文京区障害者就労支援センター(無料)

障害者の就労に関する相談窓口として、企業の障害者雇用へのアドバイス、職場実習、就労、職場定着及び生活面の支援、ハローワーク飯田橋など関係機関と連携を図っています。お気軽にお問い合わせください。

相談場所 文京区本郷4-15-14 文京区民センター1階

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分(土・日・祝日及び年末年始を除く)

文の京ハートフル工房(障害者施設商品販売会)の出張販売

障害のある当時者の方も販売員として参加し、イベントや企業等でパンや雑貨を販売します。

ジョブ～る文京

「ジョブ～る文京」は、文京区にある障害者就労支援施設ネットワークの愛称です。加盟事業所が共同で作業を受注し、障害者の社会参加と工賃向上を目指し活動しています。小口の作業から大口の作業まで、お気軽にお問い合わせください。

令和6年4月1日から 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます

週所定労働時間が特に短い障害者も雇用義務対象に追加されます。それに伴い、障害者の算定方法の変更・事業主支援の強化(助成金の新設・拡充)等がなされます。

民間企業における法定雇用率引き上げ	令和5年度中	令和6年4月	令和8年7月
法定雇用率	2.3%(据置き)	2.5%	2.7%

文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成

●概要

文京区内中小企業等の事業主を対象に、障害者の雇用拡大・理解促進を目的として、職業体験受入れや雇用に係る経費を助成する事業です。体験受入れ等を、文京区障害者就労支援センターがお手伝いします。

●助成金内容

次の場合に助成金を支給いたします。(事業主の賃金負担等はありません)

障害者の職業体験の受け入れを実施した場合

職業体験受入れ奨励金	1日2時間以上4時間未満	1日につき2,000円
	1日4時間以上	1日につき4,000円

職業体験の受け入れを経て、正式に雇用した場合

雇用促進助成金	雇用した障害者1人当たり	10万円
---------	--------------	------

●助成に当たっての事業主の要件

職業体験受入れ奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に就業場所がある。・雇用保険に加入している。 ・職業体験受入れ実施前に、文京区障害者就労支援センターに相談し、事業利用の申込を行っている。
雇用促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・職業体験受入れを経て同一の障害者を継続的に雇用。 ・3か月以上雇用を継続している。・公共職業安定所を経由して雇用した。

お問い合わせ先

文京区障害者就労支援センター(文京区民センター1階)

☎ 03-5805-1600 FAX 03-5805-1601